

改 正 後	現 行
<b>第 1 編 共通編</b>	<b>第 1 編 共通編</b>
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>1-1-1-1～1-1-1-9 (略)</p> <p>1-1-1-10 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。<u>なお、下請負を締結するときは、下請に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>1-1-1-11～1-1-1-34 (略)</p> <p>1-1-1-35 環境対策及び木材利用</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日付国土交通省告示第 348 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年 6 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）16 条第 1 項 第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1-1-1-36～1-1-1-48 (略)</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>1-1-1-1～1-1-1-9 (略)</p> <p>1-1-1-10 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>1-1-1-11～1-1-1-34 (略)</p> <p>1-1-1-35 環境対策及び木材利用</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日付国土交通省告示第 348 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年 6 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）16 条第 1 項 第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1-1-1-36～1-1-1-48 (略)</p>

第2編 材料編

第1章 (略)  
第2章 工事材料

第1節・第2節 (略)  
第3節 骨材  
2-2-3-1・2-2-3-2 (略)  
2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材  
1・2 (略)  
3. 碎石の品質

碎石の品質は、表 2-2-7の規格に適合するものとする。

表2-2-7 碎石の品質

項目	用途	
	表層・基層	上層路盤
表乾密度	$\frac{g}{cm^3}$ 245	—
吸水率	% 30	—
すり減り減量	% 30 <sup>注)</sup>	50 以下

[注1] (略)  
[注2] (略)

4～8 (略)  
2-2-3-4～2-2-3-6 (略)

第4節・第5節 (略)  
第6節 セメント及び混和材料  
2-2-6-1 (略)  
2-2-6-2 セメント  
1～3 (略)

4. 原材料、検査等の規定  
原材料、検査、包装及び表示は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) の規定によるものとする。

第2編 材料編

第1章 (略)  
第2章 工事材料

第1節・第2節 (略)  
第3節 骨材  
2-2-3-1・2-2-3-2 (略)  
2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材  
1・2 (略)  
3. 碎石の品質

碎石の品質は、表 2-2-7の規格に適合するものとする。

表2-2-7 碎石の品質

項目	用途	
	表層・基層	上層路盤
表乾密度	245	—
吸水率	30	—
すり減り減量%	30 <sup>注)</sup>	50 以下

[注1] (略)  
[注2] (略)

4～8 (略)  
2-2-3-4～2-2-3-6 (略)

第4節・第5節 (略)  
第6節 セメント及び混和材料  
2-2-6-1 (略)  
2-2-6-2 セメント  
1～3 (略)

4. 原材料、検査等の規定  
原材料、検査、包装及び表示は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) の規定によるものとする。

表 2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質

品 質		規 格
非表面積	cm <sup>2</sup> /g	2,500 以上
凝結 h	始 発	1 以上
	終 結	10 以下
安定性	パット法	良
	ルシャチリエ法 mm	10 以下
圧縮強さ N/mm <sup>2</sup>	3 d	125 以上
	7 d	225 以上
	28 d	425 以上
水和熱 J/g	7 d	測定値を報告する
	28 d	測定値を報告する
酸化マグネシウム	%	50 以下
三酸化硫黄	%	35 以下
強熱減量	%	50 以下
全アルカリ (Na <sub>2</sub> Oeq)	%	075 以下
塩化物イオン	%	0035 以下

[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ (Na<sub>2</sub>Oeq) の値を 06%以下とする。

2-2-6-3・2-2-6-4 (略)

第7節 (略)

第8節 瀝青材料

2-2-8-1・2-2-8-2 (略)

2-2-8-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(昭和47年8月19日 政令第318号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-2-24、表 2-2-25、表 2-2-26 の規格に適合するものとする。

(略)

第9節～第13節 (略)

表 2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質

品 質		規 格
非表面積	cm <sup>2</sup> /g	2,500 以上
凝結 h	始 発	1 以上
	終 結	10 以下
安定性	パット法	良
	ルシャチリエ法 mm	10 以下
圧縮強さ N/mm <sup>2</sup>	3 d	125 以上
	7 d	225 以上
	28 d	425 以上
水和熱 J/g	7 d	測定値を報告する
	28 d	測定値を報告する
酸化マグネシウム	%	50 以下
三酸化硫黄	%	35 以下
強熱減量	%	50 以下
全アルカリ (Na <sub>2</sub> Oeq)	%	075 以下
塩化物イオン	%	0035 以下

[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ (Na<sub>2</sub>Oeq) の値を 06%以下とする。

2-2-6-3・2-2-6-4 (略)

第7節 (略)

第8節 瀝青材料

2-2-8-1・2-2-8-2 (略)

2-2-8-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和元年6月改正 政令第19号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-2-24、表 2-2-25、表 2-2-26 の規格に適合するものとする。

(略)

第9節～第13節 (略)

第3編 森林土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

- 3-1-1-1 (略)
- 3-1-1-2 請負代金内訳書
- 1・2 (略)
- 3. 内訳書の提出

受注者は、内訳書を監督職員へ提出する際には、紙で出力した内訳書に捺印したもの、及び入力済みの電子データが保存された電子媒体の両方を監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

- 3-1-1-3～3-1-1-4 (略)
- 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等
- 1～7 (略)

表 3-1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期
指定仮設		設置完了時
～(略)	～(略)	～(略)
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁		土(岩)質の変化した時 床掘り掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
～(略)	(略)	(略)

- 3-1-1-6～3-1-1-11 (略)
- 3-1-1-12 提出書類
- 1 (略)

2. 設計図書に定めるもの

契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

- 3-1-1-13 (略)

第2章 土工

第1節 適用

- 3-2-1-1・3-2-1-2 (略)

第3編 森林土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

- 3-1-1-1 (略)
- 3-1-1-2 請負代金内訳書
- 1・2 (略)
- 3. 請負代金内訳書の提出

受注者は、請負代金内訳書を監督職員へ提出する際には、紙で出力した請負代金内訳書に捺印したもの、及び入力済みの電子データが保存された電子媒体の両方を監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

- 3-1-1-3～3-1-1-4 (略)
- 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等
- 1～7 (略)

表 3-1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期
指定仮設		設置完了時
～(略)	～(略)	～(略)
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁		土(岩)質の変化した時 床掘り掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
～(略)	(略)	(略)

- 3-1-1-6～3-1-1-11 (略)
- 3-1-1-12 提出書類
- 1 (略)

2. 設計図書に定めるもの

契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

- 3-1-1-13 (略)

第2章 土工

第1節 適用

- 3-2-1-1・3-2-1-2 (略)

3-2-1-3 一般事項

1 (略)

表 3-2-1 土及び岩の分類表

土質	分類
砂・砂質土	砂、砂質土、普通土、砂質ローム
～ (略)	～ (略)
硬岩 (I)	花崗岩、結晶片岩など全く変化していないもの、亀裂の間隔は1 m内外で相当密着しているもの、硬い良好な石材を取り得るようなもの。
硬岩 (II)	けい岩、角岩などの石英質に富んで岩質が硬いもの、風化していない新鮮な状態のもの、亀裂が少なくよく密着しているもの。

備考 (略)

3-2-1-4～3-2-1-6 (略)

3-2-1-7 盛土工

1 (略)

2. 盛土の滑動防止

受注者は、1:2 より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、図1-2-1に従い段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。

図1-2-1 (略)

3～18 (略)

3-2-1-8～3-2-1-14 (略)

第3章 (略)

第4章 一般施工

第1節・第2節 (略)

第3節 共通的工種

3-4-3-1～3-4-3-10 (略)

3-4-3-11 ポストテンション

1～5 (略)

6. 主桁製作設備の施工

主桁製作設備の施工については、以下の規定によるものとする。

主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。

7 (略)

3-4-3-12～3-4-3-28 (略)

第4節 基礎工

3-4-4-1～3-4-4-4 (略)

3-4-4-5 場所打杭工

1～14 (略)

3-2-1-3 一般事項

1 (略)

表 3-2-1 土及び岩の分類表

土質	分類
砂・砂質土	砂、砂質土、普通土、砂質ローム
～ (略)	～ (略)
硬岩 (I)	花南岩、結晶片岩など全く変化していないもの、亀裂の間隔は1 m内外で相当密着しているもの、硬い良好な石材を取り得るようなもの。
硬岩 (II)	けい岩、角岩などの石英質に富んで岩質が硬いもの、風化していない新鮮な状態のもの、亀裂が少なくよく密着しているもの。

備考 (略)

3-2-1-4～3-2-1-6 (略)

3-2-1-7 盛土工

1 (略)

2. 盛土の滑動防止

受注者は、1:2 より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。

図1-2-1 (略)

3～18 (略)

3-2-1-8～3-2-1-14 (略)

第3章 (略)

第4章 一般施工

第1節・第2節 (略)

第3節 共通的工種

3-4-3-1～3-4-3-10 (略)

3-4-3-11 ポストテンション

1～5 (略)

6. 主桁製作設備の施工

主桁製作設備の施工については、以下の規定によるものとする。

(1) 主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。

7 (略)

3-4-3-12～3-4-3-28 (略)

第4節 基礎工

3-4-4-1～3-4-4-4 (略)

3-4-4-5 場所打杭工

1～14 (略)

15. 杭径確認

受注者は、全ての杭について、床掘り完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議しなければならない。

16～21 (略)

3-4-4-6～3-4-4-9 (略)

第5節 (略)

第6節 一般舗装工

3-4-6-1・3-4-6-2 (略)

3-4-6-3 アスファルト舗装の材料

1～15 (略)

16剥離防止対策

(1)・(2) (略)

17～23 (略)

3-4-6-4 (略)

3-4-6-5 舗装準備工

1. 一般事項

受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。

2. 異常時の処置

受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って基層面または上層路盤面の異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

3 (略)

3-4-6-6・3-4-6-7 (略)

3-4-6-8 コンクリート舗装工

1～12 (略)

13. 転圧コンクリート舗装の規定

受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は 20 mm とするものとす。ただし、これにより難しいときは監督職員の承諾を得て 25 mm とすることができる。

(6)～(16) (略)

14・15 (略)

3-4-6-9 (略)

3-4-6-10 舗装打換え工

1 (略)

15. 杭径確認

受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議しなければならない。

16～21 (略)

3-4-4-6～3-4-4-9 (略)

第5節 (略)

第6節 一般舗装工

3-4-6-1・3-4-6-2 (略)

3-4-6-3 アスファルト舗装の材料

1～15 (略)

16剥離防止対策

剥離防止対策

(1)・(2) (略)

17～23 (略)

3-4-6-4 (略)

3-4-6-5 舗装準備工

1. 一般事項

受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。

2. 異常時の処置

受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って層路盤面または基層面の異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

3 (略)

3-4-6-6・3-4-6-7 (略)

3-4-6-8 コンクリート舗装工

1～12 (略)

13. 転圧コンクリート舗装の規定

受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は 20 mm とするものとする。ただし、これにより難しいときは監督職員の承諾を得て 25 mm とすることができる。

(6)～(16) (略)

14・15 (略)

3-4-6-9 (略)

3-4-6-10 舗装打換え工

1 (略)

## 2. 舗設

受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。

(1)～(3) (略)

3-4-6-11 (略)

3-4-6-12 アスファルト舗装補修工

1 (略)

### 2. 施工前準備

受注者は、わだち掘れ補修の施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。

3～8 (略)

9. パッチングの施工の時期、箇所等  
(略)

10～13 (略)

3-4-6-13・3-4-6-14 (略)

第7節・第8節 (略)

## 第9節 構造物撤去工

3-4-9-1～3-4-9-4 (略)

3-4-9-5 標識撤去工

### 1. 供用中の施設への影響防止

受注は、標識撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。

2・3 (略)

3-4-9-6～3-4-9-13 (略)

3-4-9-14 骨材再生工

1～6 (略)

### 7. 飛散、粉塵及び振動対策の協議

受注者は、コンクリート塊やアスファルト塊等の破碎や積込みにあたり、飛散、粉塵及び振動対策の必要性について変更が伴う場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

8～10 (略)

3-4-9-15 (略)

## 第10節 仮設工

3-4-10-1～3-4-10-13

3-4-10-14 トンネル仮設備工

1～4 (略)

### 5. トンネル換気設備の設置

受注者は、トンネル換気設備の設置にあたり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時に対応についても考慮した設備としなければならない。

6～15 (略)

3-4-9-15～3-4-10-22 (略)

第11節 (略)

## 2. 舗設

受信者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。

(1)～(3) (略)

3-4-6-11 (略)

3-4-6-12 アスファルト舗装補修工

1 (略)

### 2. 施工前準備

受注者は、わだちれ修の施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。

3～8 (略)

9. パッチングの施工の時期、箇所等  
(略)

10～13 (略)

3-4-6-13・3-4-6-14 (略)

第7節・第8節 (略)

## 第9節 構造物撤去工

3-4-9-1～3-4-9-4 (略)

3-4-9-5 標識撤去工

### 1. 供用中の施設への影響防止

受注は、標識撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。

2・3 (略)

3-4-9-6～3-4-9-13 (略)

3-4-9-14 骨材再生工

1～6 (略)

### 7. 飛散、粉塵及び振動対策の協議

受注者は、コンクリート塊やアスファルト塊等の破碎や積込みにあたり、飛散、防塵及び振動対策の必要性について変更が伴う場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

8～10 (略)

3-4-9-15 (略)

## 第10節 仮設工

3-4-10-1～3-4-10-13

3-4-10-14 トンネル仮設備工

1～4 (略)

### 5. トンネル換気設備の設置

受注者は、トンネル換気設備の設置にあたり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時に対応についても考慮した設備としなければならない。

6～15 (略)

3-4-9-15～3-4-10-22 (略)

第11節 (略)

第12節 工場製作工（共通）

3-4-12-1 (略)

3-4-12-2 材料

1~6 (略)

7. 工場塗装工の材料

工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。

(1)~(4) (略)

表3-4-33 多液形塗料の可使時間

塗料名	可使時間（時間）
長ばく形エッチングプライマー	20℃、8以内
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント 有機ジンクリッチペイント	20℃、5以内
エポキシ樹脂塗料下塗	10℃、8以内
変性エポキシ樹脂塗料下塗	20℃、5以内
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	30℃、3以内
変性エポキシ樹脂塗料内面用	20℃、5以内 30℃、3以内
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	20℃、3以内
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5℃、5以内 10℃、3以内
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	20℃、1以内
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	10℃、1以内
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	20℃、5以内
ふっ素樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	20℃、5以内
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	30℃、3以内

(5) (略)

3-4-12-3~3-4-12-11 (略)

第13節 橋梁架設工

3-4-13-1・3-4-13-2

第12節 工場製作工（共通）

3-4-12-1 (略)

3-4-12-2 材料

1~6 (略)

7. 工場塗装工の材料

工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。

(1)~(4) (略)

表3-4-33 多液形塗料の可使時間

塗料名	可使時間（時間）
長ばく形エッチングプライマー	20℃、8以内
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント 有機ジンクリッチペイント	20℃、5以内
エポキシ樹脂塗料下塗	10℃、8以内
変性エポキシ樹脂塗料下塗	20℃、5以内
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	30℃、3以内
変性エポキシ樹脂塗料内面用	20℃、5以内 30℃、3以内
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	20℃、3以内
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5℃、5以内 10℃、3以内
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	20℃、1以内
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	10℃、1以内
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	20℃、5以内
ふっ素樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	20℃、5以内
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	30℃、3以内

(5) (略)

3-4-12-3~3-4-12-11 (略)

第13節 橋梁架設工

3-4-13-1・3-4-13-2

- 3-4-13-3 架設工（クレーン架設）  
1 （略）  
2. 桁架設  
桁架設については、以下の規定によるものとする。  
(1)～(3) （略）  
(4) 大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。

3-4-13-4～3-4-13-8 （略）

第14節～第16節 （略）

#### 第4編 治山防潮工等

第1章・第2章 （略）

第3章 突堤

第1節～第3節 （略）

第4節 突堤本体工

4-3-4-1～4-3-4-10 （略）

4-3-4-11 ケーソン工

1～15 （略）

16. 引き出し

ケーソンが自力で浮上するまでは、曳船等で引き出さないものとする。

17～28 （略）

29. 気象及び海象の調査

受注者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付けをしなければならない。

30・31 （略）

4-3-4-12 （略）

第4章・第5章 （略）

#### 第5編 溪間・山腹工等

第1章 共通施工

第1節～第4節 （略）

第5節 床掘り及び埋戻し

5-1-5-1・5-1-5-2 （略）

5-1-5-3 埋戻し

1～3 （略）

4. 埋戻し方法は、第5編 5-1-6-3 盛土方法に準じて施工するものとする。

第6節・第7節 （略）

第8節 石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工

5-1-8-1 （略）

5-1-8-2 石積（張）工

1 （略）

2. 受注者は、積（張）石の施工に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

(1)～(6) （略）

(7) 空積（張）工は、胴飼い及び尻飼い一段で積石を固定し、裏込めを充填し、その空隙は目潰し砂利又は碎石をもって十分堅固にするものとする。

(8)～(10) （略）

3-4-13-3 架設工（クレーン架設）

1 （略）

2. 桁架設

桁架設については、以下の規定によるものとする。

(1)～(3) （略）

(4) 大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。

3-4-13-4～3-4-13-8 （略）

第14節～第16節 （略）

#### 第4編 治山防潮工等

第1章・第2章 （略）

第3章 突堤

第1節～第3節 （略）

第4節 突堤本体工

4-3-4-1～4-3-4-10 （略）

4-3-4-11 ケーソン工

1～15 （略）

16. 引き出し

ケーソンが自力で浮上するまでは、曳船等で引き出さないものとする。

17～28 （略）

29. 気象及び海象の調査

受注者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付けをしなければならない。

30・31 （略）

4-3-4-12 （略）

第4章・第5章 （略）

#### 第5編 溪間・山腹工等

第1章 共通施工

第1節～第4節 （略）

第5節 床掘り及び埋戻し

5-1-5-1・5-1-5-2 （略）

5-1-5-3 埋戻し

1～3 （略）

4. 埋戻し方法は、第5編 5-1-6-4 盛土方法に準じて施工するものとする。

第6節・第7節 （略）

第8節 石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工

5-1-8-1 （略）

5-1-8-2 石積（張）工

1 （略）

2. 受注者は、積（張）石の施工に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

(1)～(6) （略）

(7) 空積（張）工は、胴飼い及び尻飼い一段で積石を固定し、裏込めを充填し、その空隙は目つぶし砂利又は碎石をもって十分堅固にするものとする。

(8)～(10) （略）

3・4 (略)

5-1-8-3 (略)

第9節～第14章 (略)

第2章 (略)

第3章 溪間工

第1節～第4節 (略)

第5節 コンクリート治山ダム

5-3-5-1 (略)

5-3-5-2 作業土工(床掘り)

1～4 (略)

5. 受注者は、設計図書により、建設発生土を指定された建設発生土受入れ地に運搬し、流出、崩壊が生じないように排水、法面処理を行わなければならない。

5-3-5-3 床掘り土砂の処理

1. 受注者は、床掘り土砂は、原則として堤体の上流側に運搬し、工事及び作業者の安全確保に支障が無いように処理しなければならない。やむを得ず上流以外に処理する場合は、監督職員と協議しなければならない。

2. 受注者は、監督職員の承諾を得ないで掘削した掘削土量の増加分は、受注者の責任において処理しなければならない。

3 (略)

5-3-5-4～5-3-5-8 (略)

第6節～第11節

第4章 (略)

第5章 山腹工

第1節～第5節

第6節 土留工

5-5-6-1～5-5-6-6 (略)

5-5-6-7 コンクリート板土留工

1. 受注者は、コンクリート板土留工の床掘りは、所定の深さに掘り下げ、基礎地盤に達しない場合は、基礎栗石に目潰し砂利を充填し、十分に突き固めなければならない。

2～4 (略)

5-5-6-8～5-5-6-13 (略)

第7節・第8節 (略)

第9節 暗きょ工

5-5-9-1 (略)

5-5-9-2 礫暗きょ工

受注者は、礫暗きょ工の施工に当たっては、所定の床掘りをし、地ならし後、十分突き固め、防水シート等を敷き並べて下部になるべく大きい礫を入れ、順次小さい礫を入れてから埋戻さなければならない。

3・4 (略)

5-1-8-3 (略)

第9節～第14章 (略)

第2章 (略)

第3章 溪間工

第1節～第4節 (略)

第5節 コンクリート治山ダム

5-3-5-1 (略)

5-3-5-2 作業土工(床掘り)

1～4 (略)

5. 受注者は、設計図書により、建設発生土を指定された建設発生土受入れ地に運搬し、流出、崩壊が生じないように排水、法面処理を行わなければならない。

5-3-5-3 床掘り土砂の処理

1. 受注者は、床掘り土砂は、原則として堤体の上流側に運搬し、工事及び作業者の安全確保に支障が無いように処理しなければならない。やむを得ず上流以外に処理する場合は、監督員と協議しなければならない。

2. 受注者は、監督員の承諾を得ないで掘削した掘削土量の増加分は、受注者の責任において処理しなければならない。

3 (略)

5-3-5-4～5-3-5-8 (略)

第6節～第11節

第4章 (略)

第5章 山腹工

第1節～第5節

第6節 土留工

5-5-6-1～5-5-6-6 (略)

5-5-6-7 コンクリート板土留工

1. 受注者は、コンクリート板土留工の床掘りは、所定の深さに掘り下げ、基礎地盤に達しない場合は、基礎栗石に目つぶし砂利を充填し、十分に突き固めなければならない。

2～4 (略)

5-5-6-8～5-5-6-13 (略)

第7節・第8節 (略)

第9節 暗きょ工

5-5-9-1 (略)

5-5-9-2 礫暗きょ工

受注者は、礫暗きょ工の施工に当たっては、所定の床掘りをし、地ならし後、十分突き固め、防水シート等を敷き並べて下部になるべく大きい礫を入れ、順次小さい礫を入れてから埋戻さなければならない。

5-5-9-3 鉄線籠暗きょ工

受注者は、鉄線籠暗きょ工の施工に当たっては、所定の床掘り<sup>り</sup>をし、地ならし後、十分突き固め石詰しながら鉄線籠を据え付け、鉄線で相互の連結を十分に安定させ、目詰りを防ぐため礫等で被覆してから、埋め戻さなければならない。

5-5-9-4・5-5-9-5 (略)

第10節～第12節 (略)

第13節 伏工

5-5-13-1・5-5-13-2 (略)

5-5-13-3 むしろ伏工

1 受注者は、むしろ伏工の施工に当たっては、むしろのわらがのり面に水平になるように張り付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止するようにしなければならない。

2 (略)

5-5-13-4・5-5-13-5 (略)

第14節～第18節

第6章 地すべり防止工

第1節～第5節

第6節 排土工及び押え盛土工

5-6-6-1・5-6-6-2 (略)

5-5-6-3 押え盛土工

1. 受注者は、押え盛土工は、最初に法止め<sup>に</sup>土留を施工し、次に盛土断面の法尻から盛土を開始するものとする。法止めに土留を用いる場合には、基礎掘削等により、地すべりを誘発しないように留意しなければならない。

2・3 (略)

第7節～第10節 (略)

第7章 (略)

第8章 森林整備

第1節 (略)

第2節 植栽

5-8-2-1～5-8-2-3 (略)

5-8-2-4 仮植

1～3 (略)

4 受注者は、乾燥しやすい場合、あるいはやむを得ず長日数仮植する場合は、むれないようむしろ等で日覆いをし、<sup>し</sup>また適時灌水しなければならない。

5-8-2-5～5-8-2-8 (略)

第3節 (略)

第4節 歩道整備

5-4-8-1 (略)

5-5-9-3 鉄線籠暗きょ工

受注者は、鉄線籠暗きょ工の施工に当たっては、所定の床掘をし、地ならし後、十分突き固め石詰しながら鉄線籠を据え付け、鉄線で相互の連結を十分に安定させ、目詰りを防ぐため礫等で被覆してから、埋め戻さなければならない。

5-5-9-4・5-5-9-5 (略)

第10節～第12節 (略)

第13節 伏工

5-5-13-1・5-5-13-2 (略)

5-5-13-3 むしろ伏工

1 受注者は、むしろ伏せ工の施工に当たっては、むしろのわらがのり面に水平になるように張り付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止するようにしなければならない。

2 (略)

5-5-13-4・5-5-13-5 (略)

第14節～第18節

第6章 地すべり防止工

第1節～第5節

第6節 排土工及び押え盛土工

5-6-6-1・5-6-6-2 (略)

5-5-6-3 押え盛土工

1. 受注者は、押え盛土工は、最初に法止め土留を施工し、次に盛土断面の法尻から盛土を開始するものとする。法止めに土留を用いる場合には、基礎掘削等により、地すべりを誘発しないように留意しなければならない。

2・3 (略)

第7節～第10節 (略)

第7章 (略)

第8章 森林整備

第1節 (略)

第2節 植栽

5-8-2-1～5-8-2-3 (略)

5-8-2-4 仮植

1～3 (略)

4 受注者は、乾燥しやすい場合、あるいはやむを得ず長日数仮植する場合は、むれないようむしろ等で日覆いをし、また適時灌水しなければならない。

5-8-2-5～5-8-2-8 (略)

第3節 (略)

第4節 歩道整備

5-4-8-1 (略)

5-4-8-2

1. 受注者は、歩道作設に当たっては、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。

2・3 (略)

5-4-8-3 (略)

第9章 (略)

## 第6編 林道

### 第1章 林道

第1節～第6節 (略)

#### 第7節 擁壁工

6-1-7-1～6-1-7-11 (略)

##### 6-1-7-12 木製土留・擁壁工

1・2 (略)

3. 受注者は、横木、控木等を所定の間隔に並べて、釘、鉄線等で締付け、土砂又は礫等を詰めて締固めるものとし、必要に応じて雑木、雑草、萱株等を植込み、土砂の流出を防止しなければならない。

4 (略)

6-1-7-13 (略)

第8節・第9節 (略)

#### 第10節 排水施設工

6-1-10-1・6-1-10-2 (略)

##### 6-1-10-3 側溝工

1～4 (略)

5. 受注者は、プレキャストL型及びU型側溝、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。

6・7 (略)

6-1-10-4～6-1-10-15 (略)

第11節 (略)

### 第2章 舗装

第1節～第6節 (略)

#### 第7節 防護施設工

6-2-7-1 一般事項

1 (略)

2. 障害物がある場合の処置  
(略)

3 (略)

第8節 (略)

5-4-8-2

1. 受注者は、歩道作設に当たっては、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。

2・3 (略)

5-4-8-3 (略)

第9章 (略)

## 第6編 林道

### 第1章 林道

第1節～第6節 (略)

#### 第7節 擁壁工

6-1-7-1～6-1-7-11 (略)

##### 6-1-7-12 木製土留・擁壁工

1・2 (略)

3. 受注者は、横木、控木等を所定の間隔に並べて、釘、鉄線等で締付け、土砂又は礫等を詰めて締固めるものとし、必要に応じて雑木、雑草、カヤ株等を植込み、土砂の流出を防止しなければならない。

4 (略)

6-1-7-13 (略)

第8節・第9節 (略)

#### 第10節 排水施設工

6-1-10-1・6-1-10-2 (略)

##### 6-1-10-3 側溝工

1～4 (略)

5. 受注者は、プレキャストL型及びU型側溝、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。

6・7 (略)

6-1-10-4～6-1-10-15 (略)

第11節 (略)

### 第2章 舗装

第1節～第6節 (略)

#### 第7節 防護施設工

6-2-7-1 一般事項

1 (略)

2. 障害物がある場合の処置  
(略)

3 (略)

第8節 (略)

第3章・第4章 (略)

第5章 コンクリート橋上部  
第1節～第5節 (略)

第6節 プレベーム桁橋工  
6-5-6-1 一般事項  
1～5 (略)

6. 定着具及び接続具の使用  
受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。

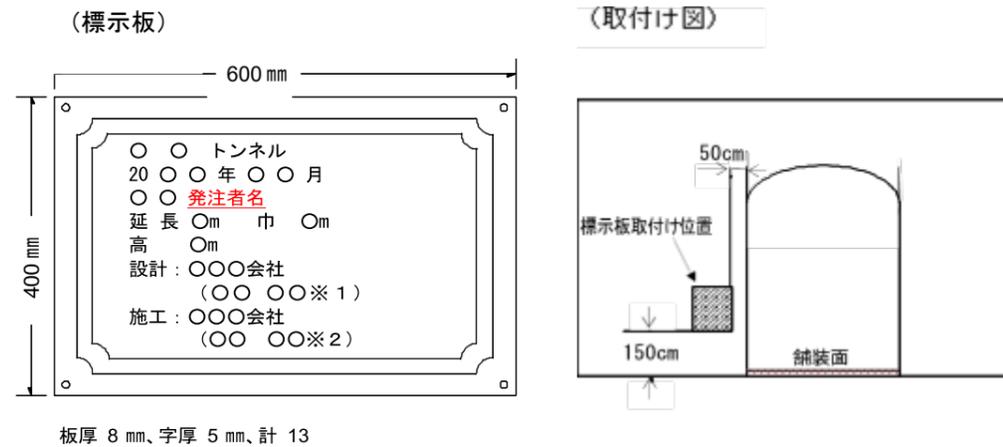
6-5-6-2～6-5-6-9 (略)

第7節～第14節 (略)

第6章 (略)

第7章 トンネル (NATM)  
第1節～第7節 (略)

第8節 坑門工  
6-7-8-1～6-7-8-5 (略)  
6-7-8-6 銘板工  
1～3 (略)



※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名

図 6-7-2 標示板の設置イメージ図

第9節 (略)

第8章 道路維持  
第1節～第10節

第11節 法面工  
6-8-11-1～6-8-11-5 (略)  
6-8-11-6 かが工

かが工の施工については、第3編 3-4-14-6 かが工の規定による。

第3章・第4章 (略)

第5章 コンクリート橋上部  
第1節～第5節 (略)

第6節 プレベーム桁橋工  
6-5-6-1 一般事項  
1～5 (略)

6. 定着具及び接続具伸使用  
受注者は、定着具及び接続具伸使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。

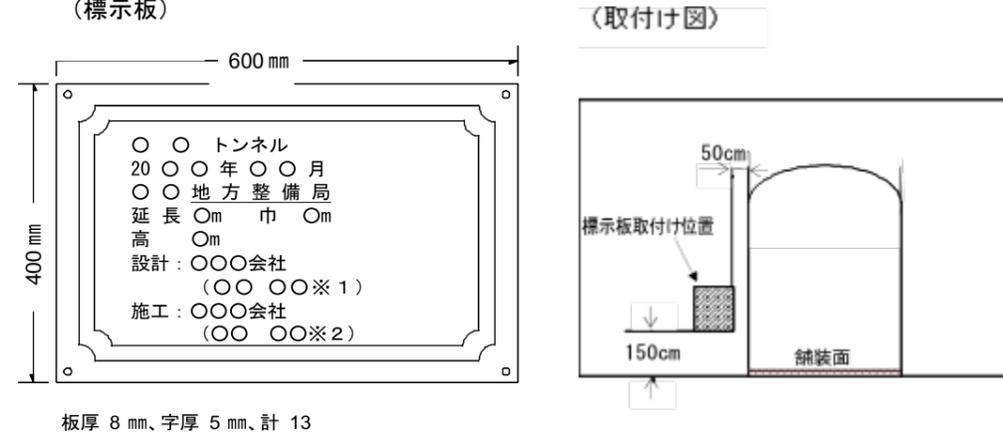
6-5-6-2～6-5-6-9 (略)

第7節～第14節 (略)

第6章 (略)

第7章 トンネル (NATM)  
第1節～第7節 (略)

第8節 坑門工  
6-7-8-1～6-7-8-5 (略)  
6-7-8-6 銘板工  
1～3 (略)



※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名

図 6-7-2 標示板の設置イメージ図

第9節 (略)

第8章 道路維持  
第1節～第10節

第11節 法面工  
6-8-11-1～6-8-11-5 (略)  
6-8-11-6 かが工

かが工の施工については、第3編第3編 3-4-14-6 かが工の規定による。

6-8-11-7 (略)

第12節 橋梁床版工

6-8-12-1・6-8-12-2 (略)

6-8-12-3 床版補強工(鋼板接着工法)

1・2 (略)

3. 接着面の不陸調整

受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。また、床版の接合面の剝離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。

4~6 (略)

7. 注入材料の充填

受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分行きわたるように施工しなければならない。

6-8-12-4 床版補強工(増桁架設工法)

1~6 (略)

7. 注入

受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分行きわたるように施工しなければならない。

8~11 (略)

6-8-12-5~6-8-12-7 (略)

第13節~第18節 (略)

第9章 雪寒

第1節 (略)

第2節 適用すべき諸基準

6-9-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)	(平成16年12月)
日本道路協会 道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	(平成16年12月)
日本道路協会 道路防雪便覧	(平成2年5月)
日本道路協会 舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)
日本道路協会 舗装施工便覧	(平成18年2月)

第3節 (略)

第10章 道路修繕

第1節~第8節 (略)

第9節 標識工

6-10-9-1 (略)

6-10-9-2 材料

1~5 (略)

6-8-11-7 (略)

第12節 橋梁床版工

6-8-12-1・6-8-12-2 (略)

6-8-12-3 床版補強工(鋼板接着工法)

1・2 (略)

3. 接着面の不陸調整

受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。

4~6 (略)

7. 注入材料の充填

受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。

6-8-12-4 床版補強工(増桁架設工法)

1~6 (略)

7. 注入

受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。

8~11 (略)

6-8-12-5~6-8-12-7 (略)

第13節~第18節 (略)

第9章 雪寒

第1節 (略)

第2節 適用すべき諸基準

6-9-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)	(平成16年12月)
日本道路協会 道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	(平成16年12月)
日本道路協会 道路防雪便覧	(平成2年5月)
日本道路協会 舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)
日本道路協会 舗装施工便覧	(平成18年2月)

第3節 (略)

第10章 道路修繕

第1節~第8節 (略)

第9節 標識工

6-10-9-1 (略)

6-10-9-2 材料

1~5 (略)

6. 標示板の文字・記号等

受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（[昭和35年12月17日付け総理府・建設省令第3号](#)）」（標識令）及び「道路標識設置基準」（日本道路協会、令和元年10月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

6-10-9-3 (略)

第10節～第19節 (略)

第20節 橋梁付属物工

6-10-20-1～6-10-20-8 (略)

6-10-20-9 検査路工

検査路工の施工については、第6編 6-8-13-7 検査路工の規定による。

6-10-20-10 (略)

第21節・第22節 (略)

森林整備保全事業施工管理基準

この森林整備保全事業施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、森林整備保全事業工事標準仕様書、第1編第1節「1-1-1-1 適用」に規定する治山工事、林道工事及びその他のこれに類する工事、「1-1-1-28 施工管理」に係る施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

(略)

6. 標示板の文字・記号等

受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（日本道路協会、令和元年10月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

6-10-9-3 (略)

第10節～第19節 (略)

第20節 橋梁付属物工

6-10-20-1～6-10-20-8 (略)

6-10-20-9 検査路工

検査路工の施工については、第6編 6-8-13-7 (6-4-8-8) 検査路工の規定による。

6-10-20-10 (略)

第21節・第22節 (略)

森林整備保全事業施工管理基準

この森林整備保全事業施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、森林整備保全事業工事標準仕様書(案)、第1編第1節「1-1-1-1 適用」に規定する治山工事、林道工事及びその他のこれに類する工事、「1-1-1-28 施工管理」に係る施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

(略)

出来形管理基準及び規格値

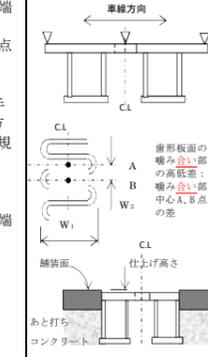
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
【第3編 森林土木工事共通編】						
第4章 一般施工						
第14節 法面工 (共通)	3-4-14-3		吹付工	コンクリート		I-47
				モルタル		I-47
【第5編 溪間・山腹工等】						
第3章 溪間工						
第6節 鋼製 治山ダム工	5-3-6-5	1	鋼製ダム本體工	不透過型		I-60
				2	鋼製ダム本體工	透過型
【第6編 林道】						
第1章 林道						
第4節 地盤改良工	6-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-4-7-7バーチカルドレーン工	I-33

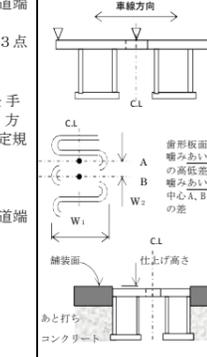
出来形管理基準及び規格値

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
【第3編 森林土木工事共通編】						
第4章 一般施工						
第14節 法面工 (共通)	3-4-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		I-47
				モルタル		I-47
【第5編 溪間・山腹工等】						
第3章 溪間工						
第6節 鋼製 治山ダム工	5-3-6-5	1	鋼製ダム本體工	不透過型		I-60
				2		透過型
【第6編 林道】						
第1章 林道						
第3節 地盤改良工	6-1-4-5		バーチカルドレーン工法		3-4-7-7バーチカルドレーン工法	I-33

編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3-2-1-6-1 (略)										
3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	2 土 工	1 適 用	6	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	(略)	3-2-1-6
						平場	標高較差	±100	±150	1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。
3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	2 土 工	1 適 用	7	1	盛土工	基準高▽	-50		(略)	3-2-1-7
						法長ℓ	ℓ<5m	-100	ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は各法肩で測定。	
							ℓ≥5m	法長-2%		
幅 w1, w2	-100									
3-2-1-7-2 (略)										
3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	2 土 工	1 適 用	8	盛土工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50		(略)	3-2-1-8	
					厚 さ t	-50	ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						ℓ≥5m		法長-2%		
3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	2 土 工	1 適 用	9	法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30		(略)	3-2-1-9	
3-2-1-10-2~3-2-1-12-1、3-2-1-13-1 (略)										

編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3-2-1-6-1 (略)										
3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	2 土 工	1 適 用	6	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	(略)	3-2-1-6
						平場	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。
3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	2 土 工	1 適 用	7	1	盛土工	基準高▽	-50		(略)	3-2-1-7
						法長ℓ	ℓ<5m	-100	ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は各法肩で測定。	
							ℓ≥5m	法長-2%		
幅 w1, w2	-100									
3-2-1-7-2~3-2-1-10 (略)										
3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	2 土 工	1 適 用	8	盛土工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50		(略)	3-2-1-8	
					厚 さ t	-50	ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						ℓ≥5m		法長-2%		
3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	2 土 工	1 適 用	9	法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30		(略)	3-2-1-9	
3-2-1-10-2~3-2-1-12、13-1 (略)										

3 森林 土木 工事 共通 編	2 土 工	1 適 用	12 13	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる 出来形管理を実施する 場合、発注者が指定する 基準に規定する計測精 度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管 理を実施する場合に適 用する。 2. 個々の計測値の規格 値には計測精度として ±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面 (小段を含む)の全面と し、全ての点で設計面と の標高較差を算出する。 計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法肩、法尻から水平 方向に±5cm以内に存 在する計測点は、標高較 差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連 続する一つの面とす ることを基本とする。 規格値が変わる場合 は、評価区間を分割す るか、あるいは規格値 の条件の最も厳しい値 を採用する。	(略)	3-2-1-12 3-2-1-13
						天端	標高較差	±100	±150			
					法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190				
3-2-1-14~3-3-6-4 (略)												
3 森林 土木 工事 共通 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4	矢板工〔指定仮設 ・任 意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢 板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	標準高は施工延長40m につき1ヶ所、延長40 m以下のものは1施工 箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m につき1ヶ所、延長20 m以下のものは1施工 箇所につき2ヶ所。  ただし、3次元計測技 術を用いた出来形管理 を発注者が指定する規 定により出来形管理を 実施する場合は、規定 する計測精度・計測密 度を満たす計測方法に より出来形管理を実施 することができる。	(略)	3-4-3-5			
					根 入 長	設計値以上						
					変 位 ℓ	100						
3-4-3-5 (略)												
3 森林 土木 工事 共通 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基	(略)	3-4-3-6				
					基礎	幅w(D)			-30	基礎1基毎		
						高さh			-30			
						根入長			設計値以上			
3-4-3-26-2 (略)												
3 森林 土木 工事 共通 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	21	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガ ージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端 部、中央部にお いて車線方向に各3点 計9点  表面の凹凸は長手 方向(橋軸直角方 向)に3mの直線定規 で測って凹凸が 3mm以下  歯咬み合い部は車道端 部、中央部の計 3点		3-4-3-21	
							車線方向各点 誤差の相対差	3				
							表面の凹凸	3				
							歯型板面の歯咬み合い部の高 低差	2				
							歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2				
							歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5				
							仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し0~2				
3-4-3-23-1~3-4-4-1 (略)												

3 森林 土木 工事 共通 編	2 土 工	1 適 用	12 13	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場 合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる 出来形管理を実施する 場合、発注者が指定する 基準に規定する計測精 度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管 理を実施する場合に適 用する。 2. 個々の計測値の規格 値には計測精度として ±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面 (小段を含む)の全面と し、全ての点で設計面と の標高較差を算出する。 計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法肩、法尻から水平 方向に±5cm以内に存 在する計測点は、標高較 差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連 続する一つの面とす ることを基本とする。規格 値が変わる場合は、評 価区間を分割するか、あ るいは規格値の条件の最 も厳しい値を採用する。	(略)	3-2-1-12 3-2-1-13
						天端	標高較差	±50	±150			
					法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190				
3-2-1-14~3-4-3-4 (略)												
3 森林 土木 工事 共通 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4	矢板工〔指定仮設 ・任 意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート 矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢 板)	基準高▽	±50	標準高は施工延長40m につき1ヶ所、延長40 m以下のものは1施工 箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m につき1ヶ所、延長20 m以下のものは1施工 箇所につき2ヶ所。  ただし、3次元計測技 術を用いた出来形管理 を発注者が指定する規 定により出来形管理を 実施する場合は、規定 する計測精度・計測密 度を満たす計測方法に より出来形管理を実施 することができる。	(略)	3-4-3-5			
					根 入 長	設計値以上						
					変 位 ℓ	100						
3-4-3-5 (略)												
3 森林 土木 工事 共通 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基	(略)	3-4-3-6				
					基礎	幅w(D)			-30	基礎1基毎		
						高さh			-30			
						根入長			設計値以上			
3-4-3-26-2 (略)												
3 森林 土木 工事 共通 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	21	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガ ージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端 部、中央部にお いて車線方向に各3点 計9点  表面の凹凸は長手 方向(橋軸直角方 向)に3mの直線定規 で測って凹凸が 3mm以下  歯咬み合い部は車道端 部、中央部の計 3点		3-4-3-21	
							車線方向各点 誤差の相対差	3				
							表面の凹凸	3				
							歯型板面の歯咬み合い部の高 低差	2				
							歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2				
							歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5				
							仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し0~2				
3-4-3-27~3-4-13 (略)												

3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	4 基礎 工	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-4-3	
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	4 基礎 工	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽	±30	施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測定の管理方法を用いることができる。	(略)	3-4-4-3	
						延長 L	-200				
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	4 基礎 工	4	1	既製杭工 (既製コン クリート杭 (鋼管杭) (H鋼杭))	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。  3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-4-4	
						根入長	設計値以上				
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内				
						傾斜	1/100 以内				
3-4-4-4-2 (略)											
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	4 基礎 工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。  3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-4-5	
						根入長	設計値以上				
						偏心量 d	100 以内				
						傾斜	1/100 以内				
						杭径 D	設計径 (公称径) -30 以上				
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	4 基礎 工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。  ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	(略)	3-4-4-6	
						根入長	設計値以上				
						偏心量 d	150 以内				
						傾斜	1/50 以内				
基礎径 D 設計径 (公称径) 以上 ※											
3-4-4-7~3-4-4-9 (略)											
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	5 石・ ブロック 積 張 工	3	1	コンクリートブ ロック 工 (コンクリート ブロック積) (コンクリート ブロック 張り)	基準高 ▽	±50	施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。  3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測定の管理方法を用いることができる。	(略)	3-4-5-3	
						法長 ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ (ブロック積張) t <sub>1</sub>	-50				
						厚さ (裏込) t <sub>2</sub>	-50				
						延長 L	-200				

3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	4 基礎 工	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。	(略)	3-4-4-3	
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	4 基礎 工	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽	±30	施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。	(略)	3-4-4-3	
						延長 L	-200				
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	4 基礎 工	4	1	既製杭工 (既製コン クリート杭 (鋼管杭) (H鋼杭))	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	(略)	3-4-4-4	
						根入長	設計値以上				
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内				
						傾斜	1/100 以内				
3-4-4-4-2 (略)											
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	4 基礎 工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	(略)	3-4-4-5	
						根入長	設計値以上				
						偏心量 d	100 以内				
						傾斜	1/100 以内				
						杭径 D	設計径 (公称径) -30 以上				
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	4 基礎 工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	(略)	3-4-4-6	
						根入長	設計値以上				
						偏心量 d	150 以内				
						傾斜	1/50 以内				
(新設) (新設)											
3-4-4-7~3-4-4-9 (略)											
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	5 石・ ブロック 積 張 工	3	1	コンクリートブ ロック 工 (コンクリート ブロック積) (コンクリート ブロック 張り)	基準高 ▽	±50	施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。	(略)	3-4-5-3	
						法長 ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ (ブロック積張) t <sub>1</sub>	-50				
						厚さ (裏込) t <sub>2</sub>	-50				
						延長 L	-200				

3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	5 石・ブ ロック 積張工	3	2	コンクリートブ ロック工 (連節ブロック張 り)	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、延長 40m以下の ものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	(略)	3-4-5-3	
					幅 w	-100					
					延長 L	-200					
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	5 石・ブ ロック 積張工	3	3	コンクリートブ ロック工 (天端保護ブロッ ク)	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、延長 40m以下のも のは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。  3次元計測技術を用いた 出来形管理は、発注者 が指定する規定による測 点の管理方法を用いるこ とができる。	(略)	3-4-5-3	
					幅 w	-100					
					延長 L	-200					
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	5 石・ブ ロック 積張工	4	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、延長 40m以下の ものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。 厚さは上端部及び下端 部の 2ヶ所を測定。  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	(略)	3-4-5-4	
						法長 ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ(ブロック) t <sub>1</sub>	-50				
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
						延長 L	-200				
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	5 石・ブ ロック 積(張 )工	5	5	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、延長 40m以下の ものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。 厚さは上端部及び下端 部の 2ヶ所を測定。  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	(略)	3-4-5-5	
						法長 ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ(石積・張) t <sub>1</sub>	-50				
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
						延長 L	-200				
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	6 一般舗 装工	7	1	アスファルト舗 装工 (下層路盤工)	基準高▽	±50	基準高、幅は、延長 40 mにつき 1ヶ所の割合 で測定する。 延長 40m 以下のもの は、2箇所測定する。  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	(略)	3-4-6-7	
						厚さ	-45				
						幅	-50				
							ただし、厚さの測定値 の平均は、-15 以内とす る。				
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	6 一般舗 装工	7	2	アスファルト舗 装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-30	基準高、幅は、延長 40 mにつき 1ヶ所の割合 で測定する。 延長 40m 以下のもの は、2箇所測定する。  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	(略)	3-4-6-7	
						幅	-50				
							ただし、厚さの測定値の 平均は、-10 以内とする。				
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	6 一般舗 装工	7	3	アスファルト舗 装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-30	厚さは、500 m <sup>2</sup> に 1個 の割合でコアを採取 もしくは掘り起こして 測定する。 幅は、延長 40mにつき 1ヶ所の割合で測定す る。 延長 40m以下のものは 2箇所測定する。  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	(略)	3-4-6-7	
						幅	-50				
							ただし、厚さの測定値の 平均は、-10 以内とする。				

3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	5 石・ブ ロック 積張工	3	2	コンクリートブ ロック工 (連節ブロック 張り)	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、延長 40m以下の ものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。	(略)	3-4-5-3	
					幅 w	-100					
					延長 L	-200					
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	5 石・ブ ロック 積張工	3	3	コンクリートブ ロック工 (天端保護ブロッ ク)	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、延長 40m以下の ものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。	(略)	3-4-5-3	
					幅 w	-100					
					延長 L	-200					
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	5 石・ブ ロック 積張工	4	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、延長 40m以下の ものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。 厚さは上端部及び下端 部の 2ヶ所を測定。  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	(略)	3-4-5-4	
						法長 ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ(ブロック) t <sub>1</sub>	-50				
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
						延長 L	-200				
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	5 石・ブ ロック 積(張 )工	5	5	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、延長 40m以下の ものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。 厚さは上端部及び下端 部の 2ヶ所を測定。  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	(略)	3-4-5-5	
						法長 ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ(石積・張) t <sub>1</sub>	-50				
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
						延長 L	-200				
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	6 一般舗 装工	7	1	アスファルト舗 装工 (下層路盤工)	基準高▽	±50	基準高、幅は、延長 40 mにつき 1ヶ所の割合 で測定する。 延長 40m 以下のもの は、2箇所測定する。  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	(略)	3-4-6-7	
						厚さ	-45				
						幅	-50				
							ただし、厚さの測定値の 平均は、-15 以内とす る。				
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	6 一般舗 装工	7	2	アスファルト舗 装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-30	基準高、幅は、延長 40 mにつき 1ヶ所の割合 で測定する。 延長 40m 以下のもの は、2箇所測定する。  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	(略)	3-4-6-7	
						幅	-50				
							ただし、厚さの測定値の 平均は、-10 以内とす る。				
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	6 一般舗 装工	7	3	アスファルト舗 装工 (上層路盤工) セメント(石 灰)安定処理工	厚さ	-30	厚さは、500 m <sup>2</sup> に 1個 の割合でコアを採取 もしくは掘り起こして 測定する。 幅は、延長 40mにつき 1ヶ所の割合で測定す る。 延長 40m以下のものは 2箇所測定する。  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	(略)	3-4-6-7	
						幅	-50				
							ただし、厚さの測定値の 平均は、-10 以内とす る。				

3 森林 土木 工事 共通 編	4 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	4	アスファルト舗 装工 (加熱アスファ ルト安定処理工)	厚 さ	-20	厚さは、500㎡に1個 の割合でコアーを採取 して測定する。 幅は、延長40mにつき 1ヶ所の割合で測定す る。 延長40m以下のものは 2箇所測定する。  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	3-4-6-7
						幅	-50		
							ただし、厚さの測定値の 平均は、-7以内とする。		
3 森林 土木 工事 共通 編	4 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	6	アスファルト舗 装工 (基層工・表層 工)	厚 さ	-9	厚さは、500㎡に1個 の割合でコアーを採取 して測定する。 幅は、延長40mにつき 1ヶ所の割合で測定す る。 延長40m以下のものは 2箇所測定する。  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	3-4-6-7
						幅	-25		
						平坦性	3m フォイルメーター (o)2.4mm以下直読式(足 付き) (o)1.75mm以下		
							ただし、厚さの測定値の 平均は、-3以内とする。		
3 森林 土木 工事 共通 編	4 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	1	コンクリート舗 装工 (下層路盤工)	基準高▽	±50	基準高、幅は、延長40 mにつき1ヶ所の割合 で測定する。 延長40m以下のものは 2箇所測定する。  3次元計測技術を用い た出来形管理を発注者 が指定する規定により 出来形管理を実施する 場合は、規定する計測 精度・計測密度を満た す計測方法により出来 形管理を実施すること ができる。	3-4-6-8
						厚 さ	-45		
						幅	-50		
							ただし、厚さの測定値の 平均は-15以内とする。		

3-4-6-8-2~3-4-6-8-5 (略)											
編	章	節	条	技 種	工 種	測定項目	規 格 値		測定基準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )			
3 森林 土木 工事 共通 編	4 一般 施工	6 一般 舗装 工	9		路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装 高切削後の基準高の差 で算出する。 測定点は車道中心線、 車道端及びその中心と する。 延長40m未満の場合 は、2ヶ所/施工箇所 とする。 断面状況で、間隔、測 点数を変えることが出 来る。 測定方法は自動横断測 定法によることが出来 る。  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	(略)	3-4-6-9
						幅 w	-25	-			
3 森林 土木 工事 共通 編	4 一般 施工	6 一般 舗装 工	10		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工 箇所  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	(略)	3-4-6-10
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							厚さ t	該当工種			

3 森林 土木 工事 共通 編	4 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	4	アスファルト舗 装工 (加熱アスファ ルト安定処理工)	厚 さ	-20	の割合でコアーを採取 して測定する。 幅は、延長40mにつき 1ヶ所の割合で測定す る。 延長40m以下のものは 2箇所測定する。  ただし、厚さの測定値の 平均は、-7以内とする。	3-4-6-7
						幅	-50		
							ただし、厚さの測定値の 平均は、-7以内とする。		
3 森林 土木 工事 共通 編	4 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	6	アスファルト舗 装工 (基層工・表層 工)	厚 さ	-9	厚さは、500㎡に1個 の割合でコアーを採取 して測定する。 幅は、延長40mにつき 1ヶ所の割合で測定す る。 延長40m以下のものは 2箇所測定する。  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	3-4-6-7
						幅	-25		
						平坦性	3m フォイルメーター (o)2.4mm以下直読式 (足付き) (o)1.75mm以下		
							ただし、厚さの測定値の 平均は、-3以内とする。		
3 森林 土木 工事 共通 編	4 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	1	コンクリート舗 装工 (下層路盤工)	基準高▽	±50	基準高、幅は、延長40 mにつき1ヶ所の割合 で測定する。 延長40m以下のものは 2箇所測定する。  3次元計測技術を用い た出来形管理を発注者 が指定する規定により 出来形管理を実施する 場合は、規定する計測 精度・計測密度を満た す計測方法により出来 形管理を実施すること ができる。	3-4-6-8
						厚 さ	-45		
						幅	-50		
							ただし、厚さの測定値の 平均は-15以内とする。		

3-4-4-7~3-4-4-9 (略)											
編	章	節	条	技 種	工 種	測定項目	規 格 値		測定基準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )			
3 森林 土木 工事 共通 編	4 一般 施工	6 一般 舗装 工	9		路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装 高切削後の基準高の差 で算出する。 測定点は車道中心線、 車道端及びその中心と する。 延長40m未満の場合 は、2ヶ所/施工箇所 とする。 断面状況で、間隔、測 点数を変えることが出 来る。 測定方法は自動横断測 定法によることが出来 る。  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	(略)	3-4-6-9
						幅 w	-25	-			
3 森林 土木 工事 共通 編	4 一般 施工	6 一般 舗装 工	10		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工 箇所  3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。	(略)	3-4-6-10
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							厚さ t	該当工種			

3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	6 一般舗 装工	11	オーバーレイ 工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装 高とオーバーレ イ後の基準高の差で算 出する。 測定点は車道中心線、 車道端及びその中心と する。 幅は、延長80m毎に1 ヶ所の割合とし、延長 80m未満の場合は、2 ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測 点数を変えることが出 来る。 <u>3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る測点の管理方法を用 いることができる。</u>	(略)	3-4-6-11
					幅 w	-25			
					平坦性	-			

3-4-6-14 (略)										
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	7 地盤改 良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の 割合で測定。 基準高は、道路中心線 及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部 で測定。 <u>3次元計測技術を用い た出来形管理は、発注 者が指定する規定によ る管理の場合は、全体 改良範囲図を用いて、 施工厚さt、天端幅 w、天端延長Lを確認 (実測は不要)。</u>	(略)	3-4-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

3-4-7-3~3-4-12-1-1 (略)											
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	12 工場製 作工 共通	1	1	鋳造費(金属支 承工)	ボ ス	ボスの直径	+0 -1	製品全数を測定。 <u>※1)ガス切断寸法を準 用する</u> <u>※2)片面のみの削り加 工の場合も含む。</u> <u>※3) ソールプレートの 接触面の橋軸及び橋軸 直角方向の長さ寸法に 対してはCT13を適用 するものとする。</u> <u>※4)全移動量分の遊間 が確保されているのか を確認する。</u> <u>※5)組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧 参照</u>	(略)	3-4-12-1
						ス ※5	ボスの高さ	+1 -1			
						上巻の橋軸及び直角方向の長 さ寸法		JIS B 0403 CT13			
						全 移 動 量 ℓ ※ 4	ℓ ≤ 300mm	±2			
							ℓ > 300mm	±ℓ/100			
						組 立 高 さ H	上,下面加工仕上げ	±3			
							コン ク リ ー ト 構 造 用	H ≤ 300mm H > 300mm			
						普 通 寸 法	鋳放し長さ寸法 ※2)、※3)	JIS B 0403 CT14			
							鋳放し肉厚寸法 ※2)	JIS B 0403 CT15			
							削り加工寸法	JIS B 0405 粗級			
ガス切断寸法	JIS B 0417 B級										

3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	12 工場製 作工 共通	1	2	鋳造費(大型ゴ ム支承工)	幅w	w, L, D ≤ 500	0~+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支 承の厚さ(t)の最大 相対誤差 <u>詳細は道路橋支承便覧 参照</u>	(略)	3-4-12-1
						長さL	500 < w, L, D	0~+1%			
							≤ 1500mm	0~+15			
							1500 < w, L, D	0~+15			
						厚さt	t ≤ 20mm	±0.5			
							20 < t ≤ 160	±2.5%			
160 < t	±4										
(削る)		(削る)									
相 対 誤 差	w, L, D ≤ 1,000mm	1									
	1,000mm < w, L, D	(w, L, D)/1,000									

3-4-12-1-3~3-4-12-11 (略)

3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	6 一般舗 装工	11	オーバーレイ 工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装 高とオーバーレ イ後の基準高の差で算 出する。 測定点は車道中心線、 車道端及びその中心と する。 幅は、延長80m毎に1 ヶ所の割合とし、延長 80m未満の場合は、2 ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測 点数を変えることが出 来る。	(略)	3-4-6-11
					幅 w	-25			
					平坦性	-			

3-4-6-14 (略)										
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	7 地盤改 良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の 割合で測定。 基準高は、道路中心線 及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部 で測定。	(略)	3-4-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

3-4-4-7~3-4-4-9 (略)											
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	12 工場製 作工 共通	1	1	鋳造費(金属支 承工)	(新 設)	(新設)	(新設)	製品全数を測定。 <u>※1) 片面削り加工も含 む。</u> <u>※2) ただし、ソールプ レート接触面の橋軸及 び橋軸直角方向の長さ 寸法に対してはCT13 を適用する。</u>	(略)	3-4-12-1
						(新 設)	(新設)	(新設)			
						上巻の橋軸及び直角方向の長 さ寸法		JIS B 0403 CT13			
						全 移 動 量 ℓ	ℓ ≤ 300mm	±2			
							ℓ > 300mm	±ℓ/100			
						組 立 高 さ H	上,下面加工仕上げ	±3			
							コン ク リ ー ト 構 造 用	H ≤ 300mm H > 300mm			
						普 通 寸 法	鋳放し長さ寸法 ※1)、※2)	JIS B 0403 CT14			
							鋳放し肉厚寸法 ※1)	JIS B 0403 CT15			
							削り加工寸法	JIS B 0405 粗級			
ガス切断寸法	JIS B 0417 B級										

3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	12 工場製 作工 共通	1	2	鋳造費(大型ゴ ム支承工)	幅w	w, L, D ≤ 500	0~+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支 承の厚さ(t)の最大 相対誤差	(略)	3-4-12-1
						長さL	500 < w, L, D	0~+1%			
							≤ 1500mm	0~+15			
							t ≤ 20mm	±0.5			
						厚さt	20 < t ≤ 160	±2.5%			
							160 < t	±4			
平面度		1									
(新 設)	(新設)	(新設)									
	(新設)	(新設)									

3-4-12-1-3~3-4-12-11 (略)

3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工	架設工(鋼橋)	(略)	(略)	(略)	(略)	3-4-13	
				(略)	(略)	(略)	(略)		
				(クレーン架設)	(略)	(略)	(略)		(略)
				(ケーブルクレーン架設)	(略)	(略)	(略)		(略)
				(ケーブルエレクション架設)	※現場継手部のすき間 δ1,δ2 (mm)	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 61.62のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)		(略)
				(架設桁架設)					
				(送出し架設)					
(トラバラークレーン架設)			※は仮組立検査を実施しない工事に適用。						
※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。									

3-4-13~3-4-14-5 (略)

3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-15-1	
					厚さ t	-20				
					裏込厚さ	-50				
					幅 w1, w2	-30				
					高さ h	h < 3m				-50
						h ≥ 3m				-100
					延長 L	-200				1 施工箇所毎 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。

3-4-15-2

3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2	プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-15-2
					延長 L	-200			

3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工	架設工(鋼橋)	(略)	(略)	(略)	(略)	3-4-13	
				(略)	(略)	(略)	(略)		
				(クレーン架設)	(略)	(略)	(略)		(略)
				(ケーブルクレーン架設)	(略)	(略)	(略)		(略)
				(ケーブルエレクション架設)	※現場継手部のすき間 δ1,δ2 (mm)	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。		(略)
				(架設桁架設)					
				(送出し架設)					
(トラバラークレーン架設)			※は仮組立検査を実施しない工事に適用。						
※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。									

3-4-13~3-4-14-5 (略)

3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-15-1	
					厚さ t	-20				
					裏込厚さ	-50				
					幅 w1, w2	-30				
					高さ h	h < 3m				-50
						h ≥ 3m				-100
					延長 L	-200				1 施工箇所毎 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。

3-4-15-2

3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2	プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-15-2
					延長 L	-200			

3 森林土木工事共通編	4 一般施工	15 擁壁工事	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-15-3		
					高さh	h<3m				-50	
						h≥3m				-100	
					鉛直度△	±0.03hかつ±300以内					
控え長さ	設計値以上										
延長L	-200										
3-4-15-4-2-4-5 (略)											
4 治山防潮工等	2 堤防・護岸	4 護岸基礎工	6	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割合で測定。 基準高、延長は施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	(略)	4-2-4-6		
					ブロック厚t	-20					
					ブロック縦幅w1	-20					
					ブロック横幅w2	-20					
延長L	-200										
4 治山防潮工等	2 堤防・護岸	5 護岸工	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	(略)	4-2-5-4		
					法長ℓ	ℓ<5m				-100	
						ℓ≥5m				ℓ×(-2%)	
					厚さt	ℓ≥5m					
延長L	-200										
4 治山防潮工等	2 堤防・護岸	5 護岸工	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	(略)	4-2-5-5		
					ℓ<3m	ℓ<3m				-50	
						ℓ≥3m				-100	
					厚さt	t<100				-20	
						t≥100				-30	
					裏込材厚t'	-50					
延長L	-200										
4-2-7-2-5-3-5-5 (略)											
5 溪間・山腹工等	3 溪間工	5 コンクリート側壁工	6	コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図の表示箇所での測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイントごとに測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は測点に直交な水平延長を測定。	(略)	5-3-5-6		
					幅	w1, w2					
					長さ	L					
5 溪間・山腹工等	3 溪間工	5 コンクリート水叩工	8	水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図の表示箇所での測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	(略)	5-3-5-8		
					幅	w					
					厚さ	t					
					延長	L					
5 溪間・山腹工等	3 溪間工	6 鋼製ダム本体工(不透過型)	5	鋼製ダム本体工(不透過型)	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所での測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、袖高は+の規格値は適用しない。	(略)	5-3-6-5		
					長さL1、L2	-50					
					幅W1、W3	-50					
					下流側倒れ△	±0.02H1					
					袖部	袖高▽				±50	
						幅W2				±50	
下流側倒れ△	±0.02H2										

3 森林土木工事共通編	4 一般施工	15 擁壁工事	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	(略)	3-4-15-3		
					高さh	h<3m				-50	
						h≥3m				-100	
					鉛直度△	±0.03hかつ±300以内					
控え長さ	設計値以上										
延長L	-200										
3-4-15-4-2-4-5 (略)											
4 治山防潮工等	2 堤防・護岸	4 護岸基礎工	6	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割合で測定。 基準高、延長は施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	(略)	4-2-4-6		
					ブロック厚t	-20					
					ブロック縦幅w1	-20					
					ブロック横幅w2	-20					
延長L	-200										
4 治山防潮工等	2 堤防・護岸	5 護岸工	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	(略)	4-2-5-4		
					法長ℓ	ℓ<5m				-100	
						ℓ≥5m				ℓ×(-2%)	
					厚さt	ℓ≥5m					
延長L	-200										
4 治山防潮工等	2 堤防・護岸	5 護岸工	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	(略)	4-2-5-5		
					ℓ<3m	ℓ<3m				-50	
						ℓ≥3m				-100	
					厚さt	t<100				-20	
						t≥100				-30	
					裏込材厚t'	-50					
延長L	-200										
4-2-7-2-5-3-5-5 (略)											
5 溪間・山腹工等	3 溪間工	5 コンクリート側壁工	6	コンクリート側壁工	基準高▽	±30	図の表示箇所での測定	(略)	5-3-5-6		
					幅	w1, w2					
					長さ	L					
5 溪間・山腹工等	3 溪間工	5 コンクリート水叩工	8	水叩工	基準高▽	±30	図の表示箇所での測定	(略)	5-3-5-8		
					幅	w					
					厚さ	t					
					延長	L					
5 溪間・山腹工等	3 溪間工	6 鋼製ダム本体工(不透過型)	5	鋼製ダム本体工(不透過型)	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所での測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、袖高は+の規格値は適用しない。	(略)	5-3-6-5		
					長さL1、L2	-50					
					幅W1、W3	-50					
					下流側倒れ△	±0.02H1					
					袖部	袖高▽				±50	
						幅W2				±50	
下流側倒れ△	±0.02H1										

5 溪間・山腹工等	3 溪間工	6 鋼製治山ダム工	5	2	鋼製ダム本体工 (透過型)	堤長	L	格子形	±50	(備考) 格子形：格子型鋼製ダム A型：鋼製スリットダム B型：鋼製スリットダム B型	(略)	5-3-6-5	
							ℓ	格子形・B型	±10				
							堤幅	W	格子形				±30
								w	格子形・A型 ・B型				±10
							高さ	H	格子形・A型 ・B型				±10

5-3-6-6~6-2-6-4 (略)												
6 林道	2 舗装	7 防護施設	5		車止めポスト工	基礎幅 w		-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1ヶ所測定。 <u>1ヶ所/1 施工箇所</u>	(略)	6-2-7-5	
						基礎高さ h		-30				
						パイプ取付高さ H		+30 -20				

6-3-3-3 (略)												
6 林道	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>	(略)	6-3-6-8	
						厚さ t		-20				
						天端幅 w1 (橋軸方向)		-10				
						天端幅 w2 (橋軸方向)		-10				
						敷幅 w3 (橋軸方向)		-50				
						高さ h1		-50				
						胸壁の高さ h2		-30				
						天端長 ℓ1		-50				
						敷長 ℓ2		-50				
						胸壁間距離 ℓ		±30				
						支間長及び中心線の変位		±50				
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高					+10~-20
							平面位置					±20
							アンカーボルトの鉛直度					1/50 以下

6 林道	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>	(略)	6-3-7-9	
						厚さ t		-20				
						天端幅 w1		-20				
						敷幅 w2		-20				
						高さ h		-50				
						長さ ℓ		-20				
						橋脚中心間距離 ℓ		±30				
						支間長及び中心線の変位		±50				
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高					+10~-20
							平面位置					±20
							アンカーボルトの鉛直度					1/50 以下

6-3-8-9-1~6-7-8-5 (略)												
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

5 溪間・山腹工等	3 溪間工	6 鋼製治山ダム工	5	2	鋼製ダム本体工 (透過型)	堤長	L	格子形	±50	(備考) 格子形：格子型鋼製ダム A型：鋼製スリットダム B型：鋼製スリットダム B型	(略)	5-3-6-5	
							ℓ	格子形・B	±10				
							堤幅	W	格子形				±30
								w	格子形・A・B				±10
							高さ	H	格子形・A・B				±10

5-3-6-6~6-2-6-4 (略)												
6 林道	2 舗装	7 防護施設	5		車止めポスト工	基礎幅 w		-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1ヶ所測定。 <u>(新設)</u>	(略)	6-2-7-5	
						(新設)		(新設)				
						(新設)		(新設)				

6-3-3-3 (略)												
6 林道	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>	(略)	6-3-6-8	
						厚さ t		-20				
						天端幅 w1 (橋軸方向)		-10				
						天端幅 w2 (橋軸方向)		-10				
						敷幅 w3 (橋軸方向)		-50				
						高さ h1		-50				
						胸壁の高さ h2		-30				
						天端長 ℓ1		-50				
						敷長 ℓ2		-50				
						胸壁間距離 ℓ		±30				
						支間長及び中心線の変位		±50				
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高					+10~-20
							平面位置					±20
							アンカーボルトの鉛直度					1/50 以下

6 林道	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>	(略)	6-3-7-9	
						厚さ t		-20				
						天端幅 w1		-20				
						敷幅 w2		-20				
						高さ h		-50				
						長さ ℓ		-20				
						橋脚中心間距離 ℓ		±30				
						支間長及び中心線の変位		±50				
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高					+10~-20
							平面位置					±20
							アンカーボルトの鉛直度					1/50 以下

6-3-8-9-1~6-7-8-5 (略)												
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

編	章	節	条	枝	工 種	測定項目	規 格 値		測定基準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )			
6	8	3	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	-9	<p>厚さは20m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。</p> <p><u>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</u></p>	(略)	6-8-3-5	
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-				
6	8	3	7		路上再生工	厚さ t	-30	幅、厚さは延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。	(略)	6-8-3-7	
						幅 w	-50				
						延長 L	-100				
6-10-3-4 (略)											

編	章	節	条	枝	工 種	測定項目	規 格 値		測定基準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )			
6	8	3	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	-9	<p>厚さは20m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。</p>	(略)	6-8-3-5	
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-				
6	8	3	7		路上再生工	厚さ t	-30	幅、厚さは延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。	(略)	6-8-3-7	
						幅 w	-50				
						延長 L	-100				
6-10-3-4 (略)											

品質管理基準及び規格値  
品質管理

- 1 (略)  
2 品質管理基準及び規格値

目次

- 1～26 (略)  
27 治山土工-----II-26

注) (略)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1～26 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
27 押え盛土工	材料 施工	必須 必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化時。		
			現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧「4」-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、又は設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			又は、「R1計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>3</sup> 以上の場合、その施工面積が2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満: 5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満: 10点 ・1,000m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>3</sup> 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		

品質管理基準及び規格値  
品質管理

- 1 (略)  
2 品質管理基準及び規格値

目次

- 1～26 (略)  
(新設)

注) (略)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1～26 (略)	(略)							
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
	(新設)							
			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

				又は、 「TS・GNSS を用いた盛 土の締固め 管理要領」	施工範囲を小 分割した管理 ブロックの全 てが測定回数 だけ締め固め られたことを 確認する。	<p>1. 盛土を管理す る単位（以下「管 理単位」）に分割し て管理単位ごと に管理を行う。</p> <p>2. 1日の施工が 複数層に及ぶ場合 でも1管理単位を 複数層にまたがら せることはしない ものとする。</p> <p>3. 土取り場の状況 や土質状況が変わ る場合には、新規の管 理単位として取り扱 うものとする。</p>	
--	--	--	--	--	---	---	--

					(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
--	--	--	--	--	------	------	------	------	--

森林整備保全事業工事写真管理基準  
(略)

工事写真撮影要領

1. 溪間工

区分	撮影事項	撮影内容
工事着手前～締切 (略)	(略)	(略)
床掘り	床掘り状況	土質の状況、床掘り方法、床掘り状況等を撮る。
	床掘り確認	深さ、幅、長さ等が十分であることを証明できるように撮る。このため、ポール、箱尺、スケール等で数量表示する。止水壁、袖部分の突込み、提底部分等各部分についても寸法、位置がわかるように撮る。 床掘り仕上げ、法面処理状況、捨士の処理状況もわかるように撮る。 撮影方法は、現地状況に応じて定める。
基礎～その他 (略)	(略)	(略)

2～6 (略)

森林整備保全事業工事写真管理基準  
(略)

工事写真撮影要領

1. 溪間工

区分	撮影事項	撮影内容
工事着手前～締切 (略)	(略)	(略)
床掘	床掘状況	土質の状況、床掘方法、床掘状況等を撮る。
	床掘確認	深さ、幅、長さ等が十分であることを証明できるように撮る。このため、ポール、箱尺、スケール等で数量表示する。止水壁、袖部分の突込み、提底部分等各部分についても寸法、位置がわかるように撮る。 床掘仕上げ、法面処理状況、捨士の処理状況もわかるように撮る。 撮影方法は、現地状況に応じて定める。
基礎～その他 (略)	(略)	(略)

2～6 (略)

附 則 この通知は、令和5年4月1日から適用する。